

和光市いじめ防止基本方針

令和3年4月1日改定
和光市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等の対策の基本的な方向について	1～2
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2) いじめの定義	
(3) いじめに対する社会全体への啓発	
2 いじめの防止等に向けた方針について	2～4
(1) 市（教育委員会）として	
(2) 学校として	
(3) 保護者・地域として	
(4) 子どもとして	
(5) 関係機関として	
3 いじめの防止等の対策の内容について	4～5
(1) いじめの防止等のために市が実施する施策	
(2) 市又は教育委員会が実施する施策	
4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について	5～9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
5 重大事態への対処について	9～10
・ 重大事態の発生と調査	
・ 重大事態の報告	
・ 調査の趣旨及び調査主体	
・ 調査を行うための組織	
・ 事実関係を明確にするための調査の実施	
・ 調査結果の提供及び報告	
6 調査結果を受けた市長による再調査及び措置について	10
・ 再調査	
・ 再調査の結果を踏まえた措置等	
7 その他	10

和光市いじめ防止基本方針

はじめに

子どもたちは、一人ひとりの人権が尊重され、健やかに成長する権利を有している。いじめは、この権利を侵害する行為であり、絶対に許されない人権侵害である。子どもたちをいじめから守ることは最も重要な課題であり大人の役目である。いじめ問題への対応については、学校はもとより、国や地方公共団体等の関係機関は様々な方策により取組を推進してきた。しかしながら、いじめの兆候が見過ごされ、児童生徒の尊厳が傷つけられたり、生命や心身に重大な危険が生じる事案が繰り返し発生している。

国は、このいじめ問題の絶無を期して、「いじめ防止対策推進法」を平成25年9月28日に施行し、同法第11条の規定に基づいて、平成25年10月11日に、国の方針である「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。また、埼玉県においても「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が示された。

平成29年3月には、同法附則第2条第1項の規定により、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、埼玉県においても、この改定を踏まえて「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が改定された。

これらの国及び埼玉県の基本方針の改定を参酌しながら、本市においても児童生徒の尊厳を保持することを第一義として、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために「和光市いじめ防止基本方針」を改定する。

1 いじめの防止等の対策の基本的な方向について

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず、いじめの絶無を目指して行われなければならない。また、全ての児童生徒が、「いじめをしない。」「いじめを知っていながら放置しない。」を基本として、いじめ防止等の対策においては、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない人権侵害行為であることを十分に理解させなければならない。さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることから、家庭、学校、地域、市その他の関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめの定義については、平成18年度以降の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとしている。また、平成25年のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」とは、

「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義され、なお、起こった場所は学校の内外を問わないとされた。また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であると示された。

＜具体的ないじめの態様例＞

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめに対する社会全体への啓発

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめから児童生徒を守るためには、家庭、学校及び関係機関に委ねるだけでなく、児童生徒を取り巻く大人一人ひとりがいじめ問題についての認識を深め、いじめの防止及び問題解決に取り組んでいく責務があることを地域社会全体に啓発していく必要がある。また、保護者は、わが子の教育について第一義的責任を有するものであることから、親子の信頼関係を築き、児童生徒を「被害者」にも「加害者」にも「傍観者」にもさせないために、子どもが発するサインを見逃さないようコミュニケーションを図っていく必要がある。

＜いじめの特性をしっかりと理解する＞

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない。
- ・いじめは、卑怯な行為である。
- ・いじめは、気付かれないように行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめは、暴行、恐喝、強要、器物損壊、名誉毀損などの犯罪行為の可能性が
ある。

2 いじめの防止等に向けた方針について

(1)市（教育委員会）として

- ・市（教育委員会）は、法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参酌し、いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめ防止のための必要な施策を総合的に実施する。
- ・いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援やいじめを行った者等に対する適切な指導及び支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実や学校、保護者、地域及び関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ・学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、迅速かつ適切にいじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ・児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の指導力の向上に努める。

(2)学校として

- ・あらゆる教育活動の中で、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、すべての児童生徒が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指すとともに、豊かな情操や道徳性、互いの人格を尊重する態度を培い、児童生徒が主体となっていじめのない良好な人間関係を構築していく素地をつくる。
- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、積極的にいじめを認知するために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、保護者、地域と連携して児童生徒を見守っていく。
- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒の安全確保とその保護者への支援を行うとともに、いじめたとされる児童生徒に対する適切な指導とその保護者への助言を組織的に行う。また、保護者、地域や教育委員会など関係機関と連携し、情報を共有しながら取り組む。
- ・社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すためにPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携して対策を推進する。

(3)保護者・地域として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得るという認識に立ち、子どもがいじめに加担しない意識を強く持つよう、また、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう、日頃から働きかける。
- ・子どものいじめを防止するために、学校や子どもを見守っている地域の人々などとの情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ・いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4)子どもとして

- ・自分の夢を実現するために何事にも一生懸命取り組むとともに、一人ひとりが思いやりの心を持ち、共に支え合い、自らが主体的にいじめのない風土をつくるよう努める。
- ・いじめを受けたとき、いじめを発見したとき、友達からいじめについての相談を受けたときには、一人で抱え込まずに、家族や学校など周囲の人々に相談するなど積極的に解決する。

(5)関係機関として

- ・いじめの防止に関する啓発活動などを行い、相互に連携、協力し、いじめの根絶に努める。

3 いじめの防止等の対策の内容について

(1)いじめの防止等のために市（市教育委員会）が実施する施策

市においては、いじめ問題の及ぼす様々な影響を真摯にとらえ、絶無を期するためにいじめの防止等のための対策を総合的に推進する。

①市の組織等の設置

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、要綱の定めるところにより、「和光市いじめ防止対策連絡協議会」を設置する。

本連絡協議会は学校関係者、市教育委員会、市長部局、朝霞警察署などの機関、民生児童委員などの団体の委員で構成する。

②教育委員会における組織等の設置

市教育委員会は、「和光市いじめ防止等対策委員会」を設置し、当該委員会は法第14条第3項に基づく附属機関としていじめ防止等の対策を実効的に行うものとする。また法第28条に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う必要が生じた場合に調査を行う。

本委員会は、市教育委員会、学校関係者、市教育支援センター、PTA、保護者会等で構成する。

(2)市又は教育委員会が実施する施策

- ・いじめの防止等のために、教育委員会と市の福祉部局、家庭、学校、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるように努める。
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図っていく。
- ・市並びに教育委員会に通報、相談の窓口を置く。
- ・「和光市教育支援センターいじめ電話相談」や民生委員等の地域での相談窓口について周知を徹底する。
- ・PTAや地域の関係団体（自治会、地区社会福祉協議会、和光市地域子ども防犯ネ

- ット等)と連携して、見守りや啓発活動を行う。
- ・ P T A (保護者会)との意見交換や保護者を対象とした啓発活動を行う。
 - ・「子育ての目安『3つのめばえ』」や、各幼稚園・保育園、小学校で策定している接続期プログラムを活用し、幼保小の連携を密にしながら、発達段階に応じて関わり合いの中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。
 - ・児童生徒の人権やいじめに関する講演などを実施する。
 - ・「和光市いじめ撲滅強調月間」を設け、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解と協力を得るため、ホームページ等を活用して広報その他の啓発活動を実施する。
 - ・インターネットを介するいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、ネットモラル教室の開催や関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。また、令和3年度より児童生徒に一人一台のタブレット端末が貸与されることに伴い作成された活用ルール等に情報モラルや情報リテラシーに関する項目を盛り込み、発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。
 - ・臨床心理士、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理・福祉等に関する専門的知識を有する者を各学校へ派遣・配置ができるよう必要な措置を講ずる。
 - ・定期的なアンケート調査や、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について報告を受け、必要な措置を講ずる。
 - ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者への助言を行う。
 - ・教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対する出席停止の手続きに関し「和光市立小・中学校児童生徒出席停止の命令の手続に関する規則」に則って、速やかに対処する。
 - ・いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
 - ・各学校が学校評価等において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、指導・助言を行う。

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策について

学校は、自校の「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等の対策のための組織を核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立するとともに、教育委員会との適切な連携により、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」、埼玉県及び和光市が策定した「いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

「学校いじめ防止基本方針」を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。策定した学校基本方針については、各学校のホームページなどで公開する。

＜学校いじめ防止基本方針を策定する際の留意事項＞

- ①学校いじめ防止基本方針を検討する際には、保護者並びに地域の方の参画をいただきながら、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努める。
- ②いじめの防止には、児童生徒とともに学校全体で取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう努める。

(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定に基づき、「学校いじめ対策委員会」を組織する。このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

「学校いじめ対策委員会」は、以下のような取組や活動を推進する。

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正するなどの役割を担う。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行ったりするなどの役割を担う。
- ④いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、

関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するなどの役割を担う。

⑤学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、年度ごとにP・D・C・Aサイクルで検証するなどの役割を担う。

⑥法第28条第1項に規定する重大事態の調査を実施する。

(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会及び学校は常に連携を図り、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に迅速に当たる。

①いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめをしない、させないための未然防止に取り組む。その基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを誘発・助長したりすることもあることから、日々の指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・人権を尊重し、命の大切さを指導するために、人権教育の充実を図る。
- ・いじめをしない、させないための教育として、道徳科を要とした道徳教育の充実を図る。
- ・インターネットによるいじめをさせないための教育として、情報モラル教育の充実を図る。
- ・児童生徒が、互いに思いやる心やルールやマナーを守るなどの規範意識を身に付けるため、集団活動等の充実を図る。
- ・様々な体験活動を通して、他者を認め、尊重する心、他者から認められる経験を通して児童生徒の自尊感情を高めるような取組を行う。

②いじめの早期発見

教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく認識しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささやかな兆候であっても、いじめの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。そのためには、日頃から児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。

- ・「いじめ発見のポイント」などを活用して、日常的に児童生徒のささいな変化を見逃さない。

- ・定期的なアンケート調査や個人面談等を実施し、実態把握に努める。
- ・児童生徒や保護者の悩みを受け止めることができる相談体制の充実を図る。
- ・保護者会、懇談会等を積極的に活用し、いじめについて連携して対応していきけるよう、啓発や情報共有を行う。
- ・定期的な会議を設定し、問題行動や支援を要する児童生徒の情報の共有を図る。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、加害者である児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、迅速に保護者に事実関係を伝え、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめをした児童生徒からは事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合、学校は、すぐにいじめをやめさせるとともに再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取した際には迅速に保護者に連絡する。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は躊躇することなく警察に相談・通報する。

なお、いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消と判断することがないようにする。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定

するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

5 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と調査

◎ 重大事態の意味について

法第28条第1項各号に掲げる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

<例>

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断による。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

- ・いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に対して事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を迅速に行う。

- ・学校が調査する場合は、「学校いじめ対策委員会」が行う。
- ・教育委員会が調査する場合は、「和光市いじめ防止等対策委員会」が行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り詳細にわたって明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

② 調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を速やかに市長に報告する。

6 調査結果を受けた市長による再調査及び措置について

(1) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行う。再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2)再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

7 その他

市は、本市のいじめ防止等の取組状況や国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。